地方行財政検討会議における検討状況について

【これまでの開催実績】

〇 本会議 1/20、2/15、4/26、5/24、6/10

〇 第一分科会 3/18、4/16、6/18、7/30、8/25、9/30

〇 第二分科会 3/19、4/21、6/17、7/22、8/31、9/15

〇 第一分科会·第二分科会合同会議 5/19

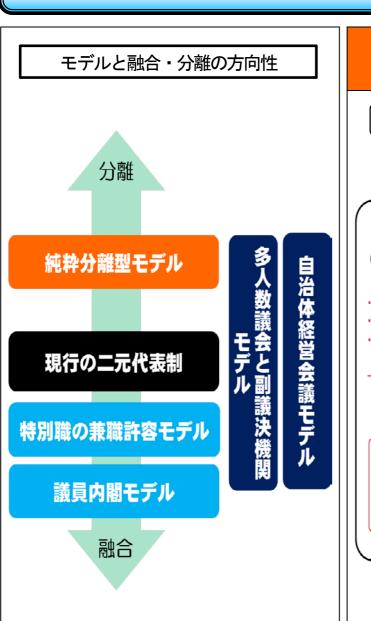
| 総論 | | |
|--|--|--|
| ○ 地方自治の理念の再整理 (「地方自治の 本旨」の具体化) ○ 地方自治の基本法としてのあり方 | 第2回本会議において議論を行った。 | |
| 1. 自治体の基本構造のあり方 | | |
| 〇 二元代表制を前提とした自治体の基 本構造の多様化 | 「基本的な考え方」に基づいて作成した、「自治体の基本構造」 に関する5つの試案を基に、第一分科会において諸課題について議 論を行った。 | |
| 〇 長と議会の関係のあり方 | 「議会の招集権」「専決処分」「再議」「条例公布等」「議会・ 議員・長の解散・解職請求」の諸課題や具体的な方策等について第 一分科会において議論を行った。 | |
| 〇 基礎自治体の区分の見直し 〇 大都市制度のあり方 | 現行の「基礎自治体の区分」「大都市制度」を巡る諸課題につい て第一分科会において議論を行った。 | |
| 〇 都道府県間・基礎自治体間の広域連 携のあり方 | 現行の「広域連携制度」を巡る諸課題や具体的な方策等について 第一分科会において議論を行った。 | |
| 〇 国・地方関係のあり方 | 現行の「係争処理制度」を巡る諸課題や具体的な方策等について 第一分科会において議論を行った。 | |

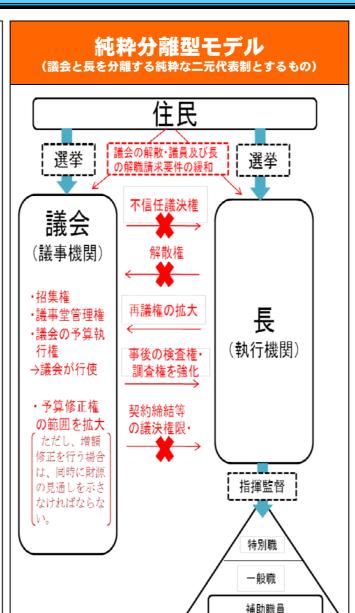
| 2. 住民参加のあり方 | | |
|---|---|---|
| ○ 議会のあり方 ○ 長の多選制限その他の選挙制度の見 直し | 「基本的な考え方」で示した方向性に沿って、「会期制」「幅 広い住民が議員活動できる環境整備」「議員の選挙制度」を巡る 諸課題について議論を行った。 | ※ 次回の第一分科会において議 論予定。 |
| 〇 一般的な住民投票制度のあり方 | | ※ 次回の第一分科会において議 論予定。 |
| ○ 規模の拡大に伴う自治体経営への住 民参画の手法 | | |
| 3. 財務会計制度・財政運営の見回 | 直し | |
| 〇 不適正経理事件等を踏まえた監査制 度等の抜本的見直し | 「基本的な考え方」に基づいて作成した、監査制度に関する3 つの試案を基に、第二分科会において、諸課題について議論し、 この試案等について地方自治体の監査関係者等から意見聴取を 行った。 | ※ 次回の第二分 科会において議 論予定。 |
| 〇 財務会計制度の見直し | 地方自治体等からの提案を基に、第二分科会において具体的な 方策等について議論を行った。 | |
| O 長等に対する損害賠償請求権の放棄 の制限 | 損害賠償請求権の放棄を巡る諸課題について議論を行った。 | |
| 4. 自治体の自由度の拡大 (規制緩和) | | |
| ○ 執行機関(行政委員会など)○ 議会の組織・権能○ 財務規定 | | |
| ※ 「議会の組織・権能」については「議会のあり方」の中で、「財務規定」については「財務会計制度の見直し」の中で議論。 | | |

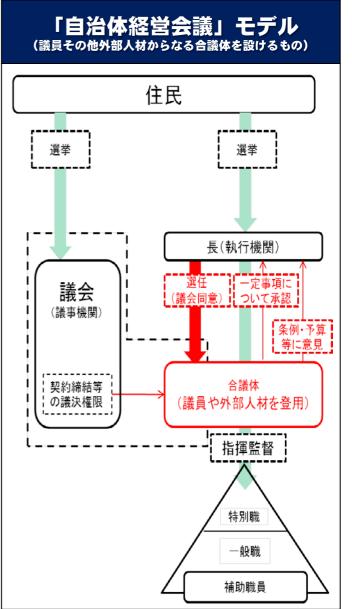
自治体の基本構造のあり方(二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化)

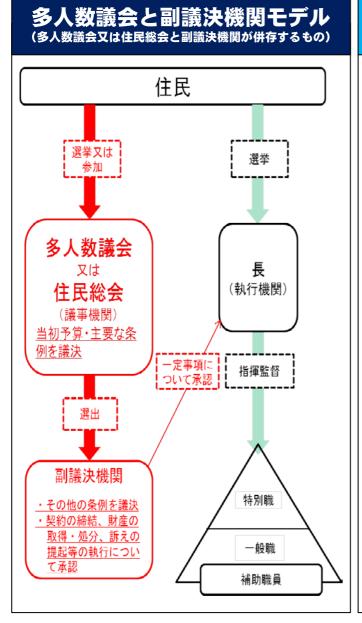
地方公共団体の基本構造について(たたき台)

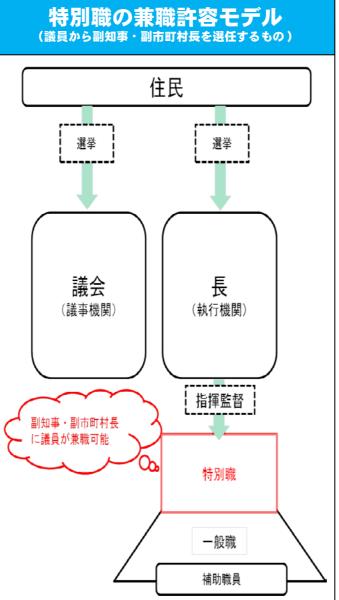
(地方行財政検討会議・第一分科会(平成22年7月30日))

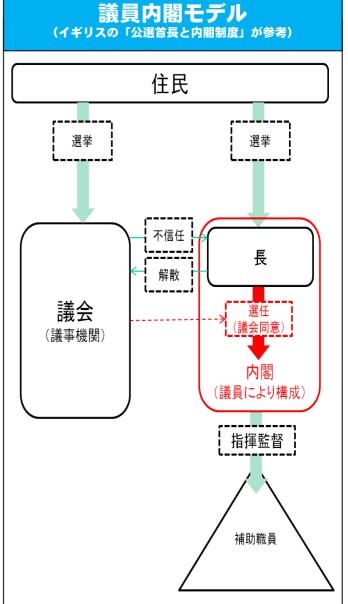












「二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化」に関する主な論点

- 現行の二元代表制を基本とし、地方自治体の判断でこれとは異なる基本構造を選択できる こととする必要性や根拠について、どう考えるか。
- 〇 議員の一部が執行に参画することは、議事機関としての本来的な役割を十分に発揮するこ とに支障が生じてしまいかねないことをどう考えるか。
- 複数の選択肢の中から自治体の基本構造を選択できることとした場合、その選択方法(憲章・自治基本条例・住民投票等)についてどう考えるか。

住民参加のあり方 (議会のあり方)

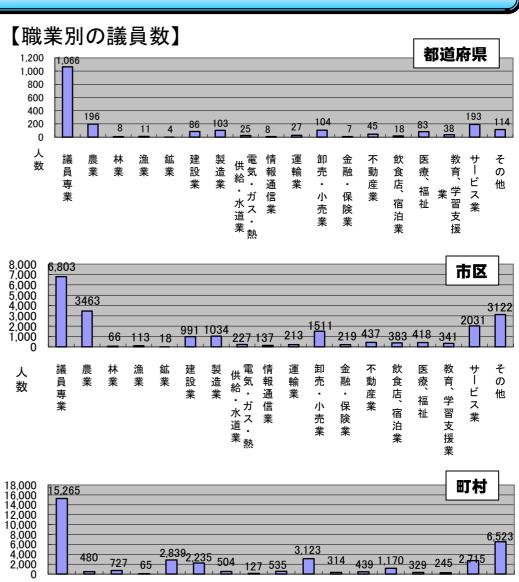
議会のあり方について

【開催状況】

| | 定例会 | | (内訳は団体数) | | | | 平均開 | 平均会 |
|----------------|-----------|----|----------|----|--------|---------|-------|-------|
| 【定例会】 | の開催 回数 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 ~ | 催回数 | 期日数 |
| 都道府県 (47) | 185 | 0 | 1 | 1 | 45 | 0 | 3. 94 | 95. 1 |
| 市区 (806) | 3, 217 | 1 | 0 | 4 | 801 | 0 | 3. 99 | 78. 7 |
| 町村 (992) | 3, 965 | 0 | 1 | 12 | 971 | 8 | 4. 00 | 39. 5 |
| 合 計 (1,845) | 7, 367 | 1 | 2 | 17 | 1, 817 | 8 | 3. 99 | _ |

| | 臨時会招集回 | 数 | | |
|----------|----------|---------|---------|----------|
| 【臨時会】 | | うち議長の | | その他長の |
| | | 請求 | 請求 | 請求 |
| 都道府県 | 78 | 6 | 5 | 67 |
| (47) | (100.0%) | (7. 7%) | (6.4%) | (85. 9%) |
| 市区 | 1, 153 | 85 | 29 | 1, 039 |
| (806) | (100.0%) | (7.4%) | (2.5%) | (90. 1%) |
| 町村 | 3, 656 | 104 | 123 | 3, 429 |
| (992) | (100.0%) | (2.8%) | (3.4%) | (93. 8%) |
| 合 計 | 4, 887 | 195 | 157 | 4, 535 |
| (1, 845) | (100.0%) | (4.0%) | (3. 2%) | (92. 8%) |

[※] 本資料は、地方行財政検討会議・第一分科会(第3回)(平成22年6月18日)の資料2「議会のあり方について」・参考資料「地方議会の運営実態等に関する資料」から抜粋して作成。



供給・ギ

・水道業

情報通信業

漁業

鉱業

建 設 造 業 業 運 輸 業 卸売・

小売業

金 融 •

保険

業

不動産業

飲食店、

宿泊

業

医療

福 祉 教育•

業学 習 支

垭

サービス業

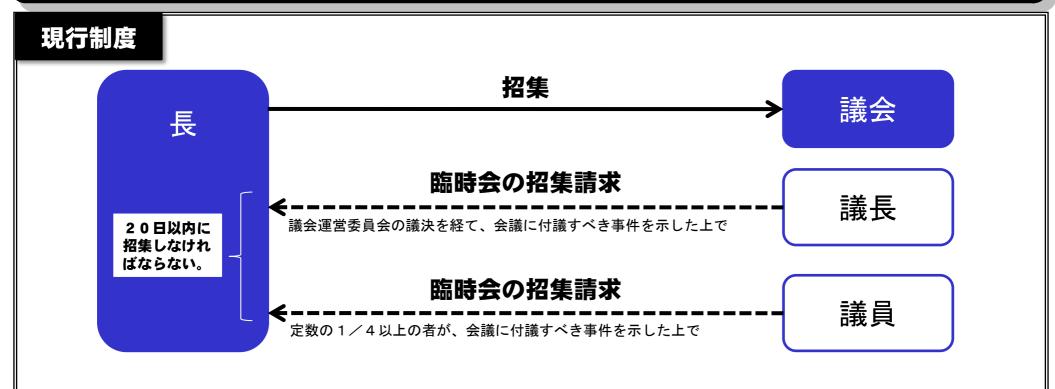
その

「議会のあり方」に関する主な論点

- 〇 議会の審議の活性化や幅広い層の住民が議員として活動を行えるようにする観点から、議会の会期のあり方をどのように考えるか。
- 〇 幅広い層の住民が議員として活動を行えるようにするために、労働法制や公務員法制にお いて環境整備のための制度(議員活動中の休職・休暇、復職制度等)についてどう考える か。
- 例えば、労働基準法などの関係法律に、議員在職中における雇用契約に係る有給休暇制度、一時休止・退職制度を設けることや、併せて、地方公務員が他の地方自治体において議員活動を行えるようにするために、地方自治法や地方公務員法などの関係法律に、一定の役職を除き、立候補・兼職禁止規定を解除すること等を規定することはできないか。

自治体の基本構造のあり方(長と議会の関係のあり方1)

議会の招集権について



※ 議長に臨時会の招集請求権を付与したことと議長又は議員からの請求に対して20日以内の招集を義務付けたことは、第28次地方制度調査会答申を受け、議会の活性化を図る見地から、議会における審議の機会を広く保障するとともに、長と議会の関係のあり方としても議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれること及び機動的かつ迅速に臨時会が開会されることが担保される方向で平成18年に改正されたものである。

「長と議会の関係のあり方」に関する主な論点(総論)

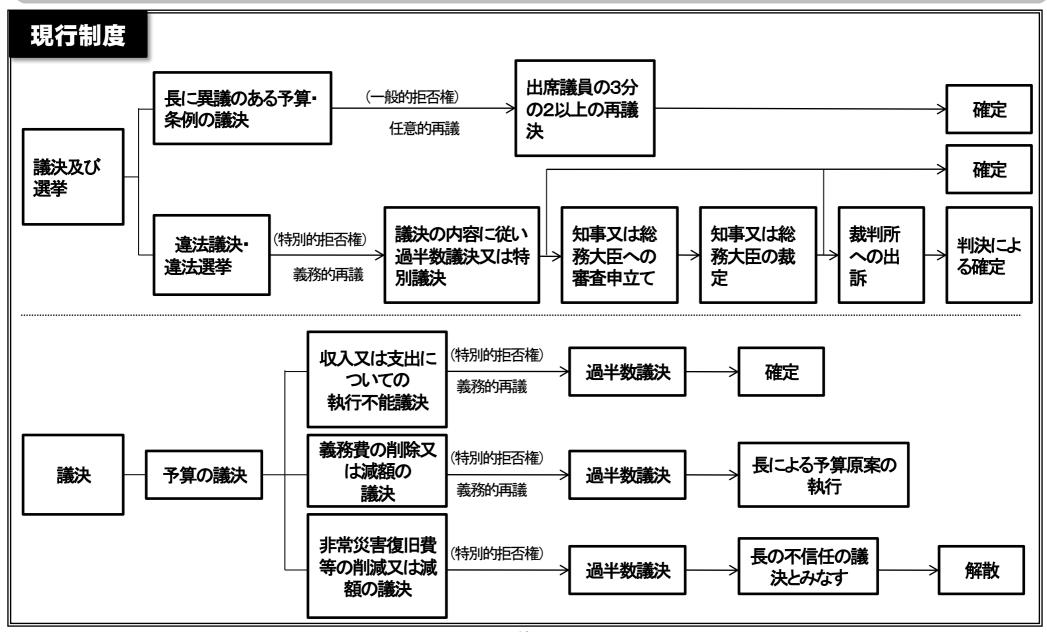
- 〇 長と議会の議員は、それぞれ直接選挙され、相互の本来的な役割を行使していることから、地方自治体の運営について長と議会が互いに異なる立場をとることは当然に想定されることであり、これを前提とした制度設計が図られるべきではないか。
- 長と議会は、地方自治体の運営についてそれぞれが相互の役割を全うすべく、建設的な議論を行う観点から、再議等を活用すべきではないか。
- 〇 長と議会の立場の相違が解決されない場合には、住民の意向がより直接反映されやすくす る方策を検討すべきではないか。

「議会の招集権」に関する主な論点

- 平成18年の地方自治法改正により、議長に臨時会の招集請求権が付与され、議長又は一定数の議員が長に招集請求をすることが可能となったが、議長が招集請求しても、長が招集義務を果たさない事態は放置することはできず、このような場合には、議長が招集することとしてはどうか。
- 〇 議会の招集権のあり方は、会期のあり方とも関連付けて議論してはどうか。

自治体の基本構造のあり方(長と議会の関係のあり方②)

再議について(議会の議決又は選挙に対する長の処置)



「再議」に関する主な論点

- 現行の一般再議の対象は、条例の制定・改廃、予算に関する議決に限定されているが、条例・予算に限らず、広く議会の議決一般(例えば、総合計画など)に拡大することについてどう考えるか。その際、一般再議の再議決要件(3分の2)をどのように考えるか。
- 〇 違法再議と、収支不能再議、義務費再議又は災害応急等再議とは重複する場合があるにもかかわらず、その後の手続・効果が異なることとなっており、以下のような考え方で再整理してはどうか。
 - ① 収支不能再議については、違法なものは違法再議の対象になること、事実上のものは、予算に関するものとして、一般再議の対象にすればよいことから、一般再議制度に統一化してはどうか。
 - ② 災害応急等再議については、過半数で再議決をすると不信任議決とみなされることは、本来の不信任議決が4分の3以上の同意が必要であることとバランスを欠いていること、地方自治法制定当初においては、数件の適用例があるが、それ以降50年余りは実績がないことから、義務費再議と同様、原案執行権に統一してはどうか。

専決処分について

現行制度

専決処分

議会が成立しないとき

※ 在任議員の総数が議員定数の半数に満たない場合

第113条ただし書の場合においてなお 会議を開くことができないとき

※ 出席議員の数が議長の外2名を下る場合

長

長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき ※平成18年改正

議会において議決すべき事件を議決しな いとき 議会へ報告し、その承認を求めなければならない。

議会の承認が得られなかった場合といえども当該処分の効力には影響がない。

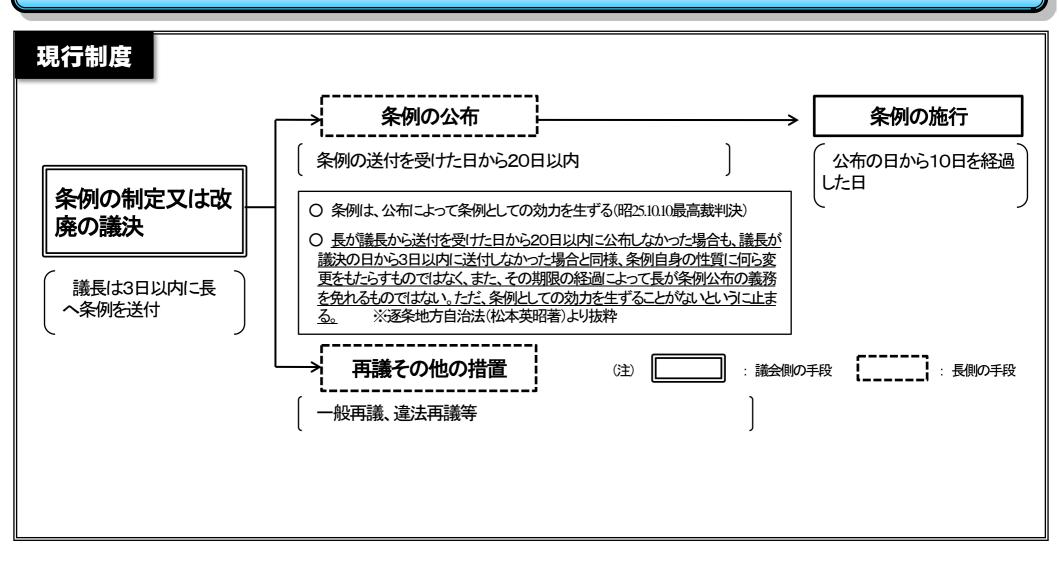
議会

「専決処分」に関する主な論点

- 〇 専決処分は、議会の本来的な役割である議決権を、特定の場合に長が行えるとしたものであるが、長の権限が強すぎるという批判もあり、その範囲・効果等を制限する方向で検討すべきか。
- 〇 現行の専決処分制度は、原則として議会の権限全てに及んでいるが、例えば、副知事・副 市町村長の選任に係る議会の同意は、副知事・副市町村長の設置が任意とされていること から、その対象から除外することとしてはどうか。
- 〇 専決処分が適法になされていれば、議会が不承認でも長に政治的責任が残るのみであり、 処分の効力は有効であると解されているが、不承認のときに将来的な効力を失わせるとす ることについてどう考えるか(専決要件を満たさない違法な専決処分を含む。)。

自治体の基本構造のあり方(長と議会の関係のあり方4)

条例の公布等について



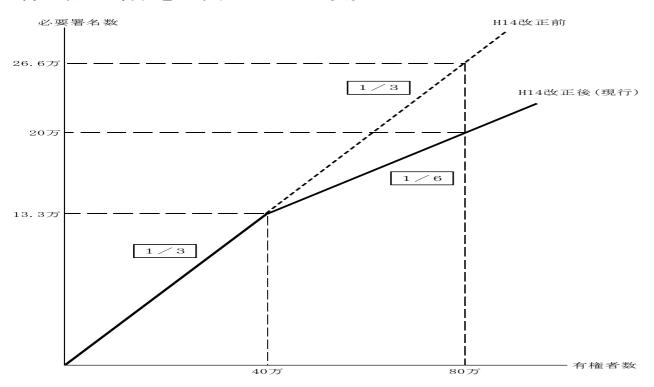
「条例の公布等」に関する主な論点

○ 現行制度は、長は、議長から条例の送付を受けた場合、長が再議等が必要であると認めたときは、20日以内に公布しなくても違法とはならないが、仮に、長が再議等が必要であると認めたときは、長の判断次第で、長期にわたり、議会が議決した条例の効力が確定しないことも想定されるため、20日以内に長が再議等の手続を開始しない場合は、長に条例を公布する義務があることを条文上明らかにしてはどうか。

議会・議員・長に対する解散・解職請求制度について

現行制度

〇 議会・議員・長に対する解散・解職請求を行うためには、選挙権を有する者の1/3の者(選挙権を有する者が40万を超える場合にあっては、その超える数に1/6を乗じて得た数と40万に1/3を乗じて得た数とを合算して得た数)の署名を収集することが必要。



- 署名の収集期間は、都道府県にあっては2ヶ月以内、市町村にあっては1ヶ月以内。
- 上記の署名数が収集されたときは、選挙権を有する者による住民投票に付され、その過半数の同意があった場合、議会の解散、議員・長の解職が成立。

「議会・議員・長に対する解散・解職請求制度」に関する主な論点

- 地方自治体の運営に地域住民の意見をより反映される方法として、議会・議員・長に対する解散・解職請求制度をより活用できるようにすることについてどう考えるか。
- 〇 特例市以上の人口を有する地方自治体については、必要署名数が集まらず投票手続に移行 した事例がないということについてどう考えるか。人口の多い地方自治体では、必要署名 数や署名収集期間等が厳しいものとなっているのではないか。
- 〇 必要署名数を引き下げる等、署名に関する要件を緩和することとした場合、住民投票による解散・解職の成立要件をどう考えるか。
- 〇 リコールにより失職した長及び議員について、次の選挙に限り立候補を制限することについてどう考えるか。

自治体の基本構造のあり方(基礎自治体の区分の見直し・大都市制度のあり方)

指定都市・中核市・特例市・一般市・町村について

指定都市の処理する主な事務

- 〇民生行政に関する事務
 - 児童相談所の設置
- 〇都市計画等に関する事務
 - 都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - 市街地開発事業に関する都市計画決定

中核市の処理する主な事務

- 〇民生行政に関する事務
 - 身体障害者手帳の交付
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 〇保健所の設置(保健所設置市が行う事務)
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - 飲食店営業等の許可
 - 浄化槽設置等の届出
 - 温泉の利用許可

- 〇土木行政に関する事務
 - 市内の指定区間外の国道の管理
 - •市内の県道の管理
- 〇文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定
- 〇都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 〇環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
 - 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
- 〇文教行政に関する事務
 - 県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 〇都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の認可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可

- 〇環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- 〇その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

一般市の処理する主な事務

- 〇民生行政に関する事務
 - ・福祉事務所の設置・運営
 - •生活保護の決定及び実施
 - ・母子生活支援措置施設への入所処置
 - ・障害児福祉手当の支給、受給資格の認定
 - 児童扶養手当の支給

町村の処理する主な事務

- 〇民政行政に関する事務
 - ・国民健康保険に関する事務
- ○文教行政に関する事務
 - ・小中学校の設置・管理
- 〇土木行政に関する事務
 - ・道路の建設・管理

「基礎自治体の区分の見直し・大都市制度のあり方」に関する主な論点

- 〇 平成の合併により、地方自治法上の市の要件(人口5万以上等)を満たさない市が増加し ていることを踏まえ、市と町村の区分についてどう考えるか。
- 〇 指定都市・中核市・特例市・一般市の区分は、今後見込まれる権限の移譲との関係で適切 なものと言えるか。規模や能力に応じた事務配分のための基礎自治体の区分は、指定都市 から町村に至るまで、人口に着目して定めればよいと考えてよいか。
- 〇 今後の広域自治体制度との関連で、大都市制度についてどう考えるか。
- 〇 基礎自治体のあり方に関わる問題であり、引き続き十分に議論をしていく必要があるので はないか。

自治体の基本構造のあり方(都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方)

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度

法

別法

の設立を要する仕組み

制度の概要

運用状況(H22.7.1現在(速報値))

協議会

機関等の共同設置

事務の委託

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作 成を行うための制度。

地方自治法の一部を改正する法律案(平成22年3月5日閣議決定)では、委員会の事務局や内部組織などの共同設置を可能に。

地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

〇設置件数:219件

○主な事務:小中学校の運営など教育関係78件(35.6%)、広域行政圏計画の策定等72件(32.9%)、環境衛生19件(8.7%)

〇設置件数:396件

〇主な事務:介護保険認定審査134件(33.8%)、公平委員会111件(28.0%)、障害区分認定審査106件(26.8%)

〇委託件数:5,248件

〇主な事務:公平委員会1,111件(21.2%)、住民票等の 交付1,090件(20.8%)、競艇843件(16.1%)

一部事務組合

広域連合

地方開発事業団

全部事務組合役場事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。

全部事務組合:町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

役場事務組合:町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

〇設置件数:1.572件

〇主な事務:ごみ処理399件(25.4%)、し尿処理354件(22.5%)、消防284件(18.1%)、救急282件(17.

9%)、火葬場224件(14.2%)

〇設置件数:115件

〇主な事務:後期高齢者医療48件(41.7%)、介護保険 47件(40.9%)、障害者福祉32件(27.8%)、広域行政 圏計画の策定等22件(19.1%)

〇設置件数:1件

地方自治法の一部を 改正する法律案(平成 22 年3月5日閣議決 定)では、廃止。

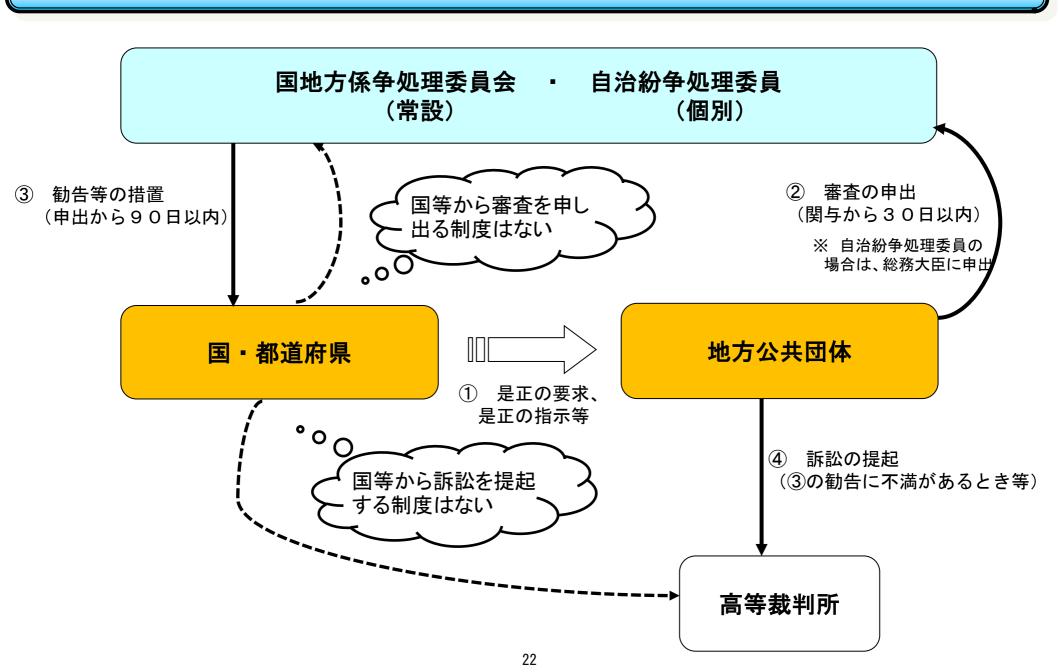
〇昭和35年以降 活用例なし

(注) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

「広域連携のあり方」に関する主な論点

- 市町村合併の進展後も、行財政基盤の強化は重要であり、広域連携の仕組みの中から、市町村が最もふさわしいものを選択し、活用することが期待される。このような状況を踏まえ、一部事務組合等の制度について、市町村の主体的な選択の幅を広げ、活用しやすいものとすることが重要ではないか。
- 〇 例えば、一部事務組合に対する構成団体の議会による関与の強化、広域連合への理事会制 の導入や、広域連携の仕組みにおける脱退の手続の簡素化についてどう考えるか。

国地方係争処理委員会・自治紛争処理委員の概要

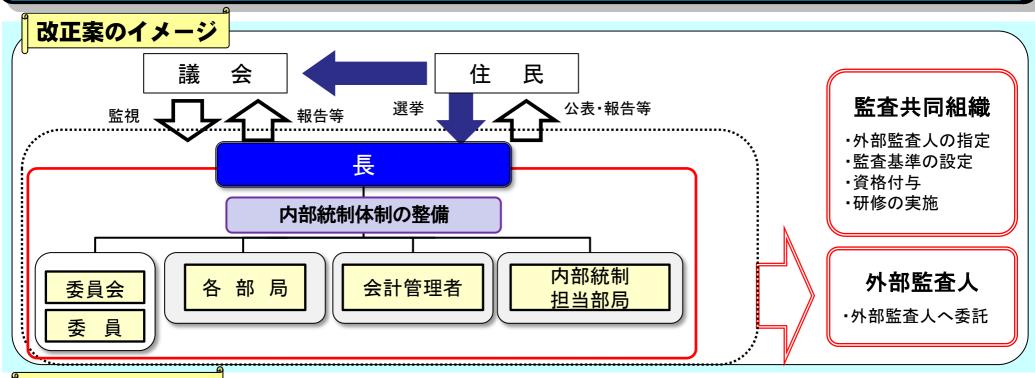


「国・地方間の関係のあり方」に関する主な論点

- 〇 現行制度は、地方公共団体に対する国の関与(是正の要求・是正の指示等)を巡り国と地方公共団体との間で争いが生じた場合、地方公共団体側からのみ、第三者機関に対する審査の申出、裁判所に対する訴えの提起によって、問題の解決を図るものとされており、国の側からは審査の申出や訴え提起ができないこととなっているが、このことについてどう考えるか。
- 地方公共団体が国からの是正の要求等に応じた措置を講じない場合に、住民側から地方公 共団体に対して訴えを提起する制度について、どう考えるか。

財務会計制度・財政運営の見直し(監査制度の見直し)

見直し案①<長の責任の明確化及び監査機能の外部化>の考え方



改正案の考え方

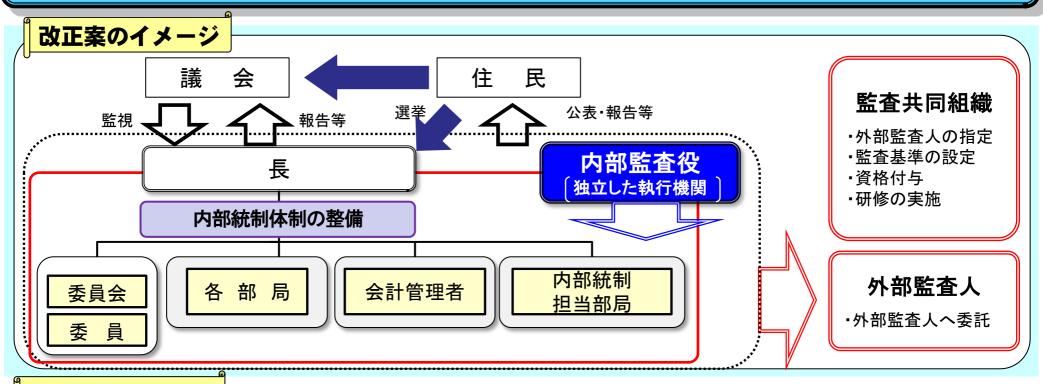
<内部統制体制の整備>

- ▶ 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ▶ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<監査のあり方>

- ▶ 全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。
- ▶ 公信性を担保するため監査は外部化し、決算審査、健全化判断比率の審査をはじめ、要求監査及び合規性の随時監査等を 外部監査人へ委託する。

見直し案② 〈内部と外部の監査機能の明確化〉 の考え方



改正案の考え方

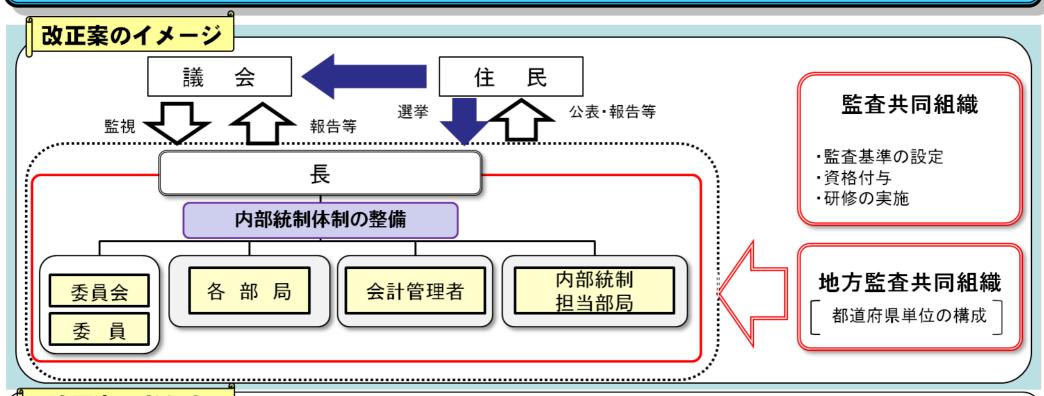
<内部統制体制の整備>

- ▶職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ▶ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<内部の監査のあり方>

- ▶ 長の補助機関である会計管理者とは別に独立した執行機関として「内部監査役(議会の同意を得て、長が任命)」を設ける。
- <外部の監査のあり方>
- ▶全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。
- ▶ 決算審査、健全化判断比率の審査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託する。

見直し案③<監査機能の共同化>の考え方



改正案の考え方

<内部統制体制の整備>

- ▶職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ▶ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<内部監査機能の共同化のあり方>

- ▶複数の地方公共団体が地方監査共同組織を設立して定期監査等を行うこととし、併せて決算審査等についても共同組織において行う。
- ▶組織の設立の主体については、都道府県単位の構成とする。
 - ※複数の都道府県が共同組織を設けることもありうる。
- ▶全国単一の監査共同組織が、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。

財務会計制度・財政運営の見直し

「監査制度の見直し・財務会計制度の見直し」に関する主な論点

【監査制度】

- 不適正経理等の状況を踏まえて、現行監査制度(監査委員・外部監査)を廃止を含めてゼロベースで見直すこととしているが(基本的な考え方)、監査の実態等を踏まえ、更に検討すべき点はないか。
- 〇 統一的な制度とするか、団体規模等に応じた複数の制度とするか。あるいは、複数の制度 から地方自治体が選択することとするか。
- 内部監査と外部監査の機能の明確化についてどう考えるか。
- 全国的な共同組織の設立を含め、全国統一の監査基準の設定や専門性の向上のための方策 をどう考えるか。

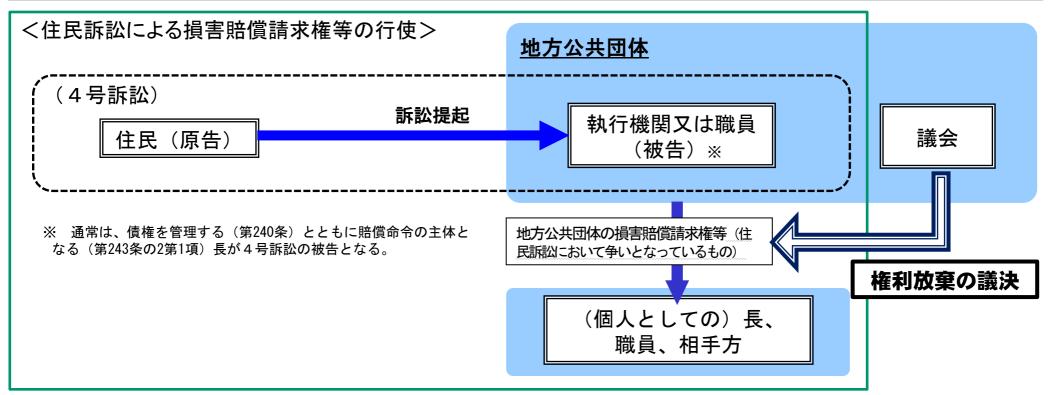
【財務会計制度】

〇 地方自治体の実務上支障になっているような制度については見直しが必要ではないか。

財務会計制度・財政運営の見直し(長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限)

長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限について

- 〇 住民訴訟(4号訴訟)は、住民が、違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該職員又はその相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを、当該地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求とされており、住民訴訟の対象となった請求権についても、権利の放棄が行われている。
- 地方公共団体の権利の放棄については、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の 定めがある場合を除くほか、議会の議決によることとされている。



「長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限」に関する主な論点

- 〇 住民訴訟制度の趣旨をどう考えるか。財務会計行為として広く執行機関等の行為の違法性 が争われていることについてどう考えるか。
- 〇 係属中の訴訟に係る損害賠償請求権・不当利得返還請求権について議会が放棄することを 制限すべきか。
- 〇 損害賠償請求権の放棄の議決について、時期のいかんを問わず放棄を行うための要件を設 けるべきか。放棄について一定の上限額を設けるべきか。